堺市消費者基本計画骨格（案）

資料6

堺市消費生活条例

消費者の権利の尊重

- **危害等の防止**
  - ○食の安全性の確保
  - ○住まいの安全性の確保
  - ○消費生活用品の安全性の確保
  - ○関係機関等との連携
- **表示等の適正化**
  - ○表示・広告の適正化
  - ○計量の適正化
- **取引の適正化**
  - ○条例違反事業者に対する指導・勧告・公表
  - ○法令順守のための啓発・指導
- **物価の安定**
  - ○生活関連物資の調査、安定供給

消費者の自立の支援等

- **消費者啓発の推進**
  - ○情報提供の推進
  - ○地域、関係団体等との連携
  - ○消費者の属性に配慮した啓発の推進
  - ○環境に配慮した活動の推進
- **消費者教育の推進**
  - ○学習機会の拡充
  - ○消費者教育の内容の充実
- **消費者団体への支援**
  - ○消費者団体との連携の促進
  - ○自主的な活動への支援
- **消費者意見の反映**
  - ○消費者の市政への参画

被害の救済

- **苦情の処理**
  - ○相談員による助言・あっせん
  - ○相談員の専門的知識の向上
  - ○関係機関等との連携
- **あっせん、調停**
  - ○消費生活審議会によるあっせん・調停
- **訴訟の援助**
  - ○訴訟資金の貸付け等